

農村整備事業 (農道・集落道整備事業)	事業主体	県 市町村	所管課班 (計) 農村振興課 地域計画班 (実) 農山漁村なりわい課 中山間振興班

趣 旨

農業生産性の向上と農産物流通の合理化を図るための農道又は農道等を補完し、主として農業機械の運行等の農業生産活動、農産物の運搬等に供する集落道の整備等を行うもの。

事業の内容

1 強靱化型

既設の農道又は集落道について、個別施設計画等に基づく機能保全対策面からの更新整備、機能強化対策面等からの整備水準の向上を図る保全対策、耐震対策又は再編に伴う路線の変更若しくは撤去を行う。

2 高度化型

農業生産性の向上、農産物の輸送コストの削減等のための既設の農道又は集落道の改良を行う。

3 調査計画策定

農道・集落道の諸条件について調査等を行い、施設整備に必要な事業計画の策定を行う。

4 計画策定等事業

施設の再編・集約、維持管理の効率化・適正化、農業生産性の向上等を目的とした事業の実施に必要な諸条件等の調査及び技術的検討を行い、当該事業に必要な施設計画（整備方針）の策定を行う。また、農道及び集落道の機能保全計画の策定（機能保全計画の策定に必要な該施設の点検・診断、老朽化対策・災害対策等の検討を含む。）を行う。

採択要件

1 強靱化型

(1) 個別施設毎の具体的な対応方針を定めた「個別施設計画」が策定されており、かつ、以下のいずれかを満たすものであること。

ア 受益面積がおおむね50ヘクタール以上（中山間地域等において行うものにあつては、受益面積がおおむね30ヘクタール以上）を有し、かつ、農業上必要な自動車の交通運行に必要な車道幅員がおおむね4メートル以上（鹿児島県奄美市及び大島郡の区域、離島、振興山村、半島振興対策実施地域又は指定棚田地域において行うものにあつては、車道幅員がおおむね3メートル以上）であるもの

イ 災害対策基本法（昭和36年法律第223号）に基づく地域防災計画で避難路等に指定されている道路及び当該道路に接続するなど避難、救護活動等への影響が大きいもの

ウ 主要道路・鉄道の跨線橋、跨道橋など人命、財産等への影響が大きいもの

エ 施設の再編・集約を行うもの

(2) 総事業費がおおむね3,000万円以上（(1)のイ、ウ又はエに該当するものにあつては800万円以上）であること。

2 高度化型

(1) 事業完了時点において、農村インフラ整備計画で定めた農業生産性の向上等に関する目標の達成が確実と見込まれること。

(2) 総事業費がおおむね3,000万円以上であること。

3 調査計画策定

1又は2で定める採択要件を満たす施設を対象としていること。

4 計画策定等事業

(1) 施設計画（整備方針）を策定する場合にあつては、当該事業費が200万円以上であること。

(2) 機能保全計画を策定する場合にあつては、1から2までに定める採択要件を満たす施設を対象としていること。

負担割合	区分		国	県	その他	備考
	既設の農道 又は集落道	1	強靱化型	50	未定	未定
2		高度化型	50	未定	未定	
3		調査計画策定	50	未定	未定	※1~3の新規地区については財政課との協議の上、その補助率を定める。
4		計画策定等事業	定額	—	—	